

表 彰 規 程

(目 的)

第 1 条 愛媛県中学校体育連盟の振興発展に功績顕著なるものをこの規程により表彰する。

(受賞の資格)

第 2 条 表彰は次の各号に該当するもので、愛媛県中学校体育連盟（以下「中体連」という）加盟郡市中体連会長または、中体連役員から推せんされたもの。

1. 功労者

(ア) 永年にわたり中体連発展のため功労のあったものまたは団体。

(イ) 本連盟（中体連）内において永年体育、スポーツの普及振興につとめ著しく功績のあったもの。

2. 優秀指導者表彰

本連盟内において、体育、スポーツの指導にひきつづき精励し、選手ならびに団体の育成に著しく功績のあったもの。

3. 優秀選手・団体表彰

当該年度の権威ある、アマチュア国際競技、全国大会もしくは、これと類する大会において優勝・準優勝又は3位入賞したもの。もしくは、特に優秀な成績を収めたもの、または団体。

(選考ならびに決定)

第 3 条 第 2 条により推せんされたものについては、理事会において選考決定する。

(推せん方法)

第 4 条 第 2 条により該当するものがあるときは、別に定める推せん書により毎年 6 月末日までに中体連会長に提出するものとする。

(表 彰)

第 5 条 表彰は県中学総体開会式当日会長がおこなう。

表彰には副賞として記念品を添えることができる。

(感 謝 状)

第 6 条 第 2 条に定めるもののほか、中体連が必要と認めた場合は感謝状をおくることができる。

第 7 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

(付 則)

この規定は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

平成 8 年 4 月 25 日一部改正

平成 14 年 4 月 17 日一部改正

表彰規程の内規

感謝状の部

郡市会長	1年
理事	3年
専門部長	3年
専門委員	5年

同じ役職においては、再度表彰しないこととする。

功労賞の部

通算	15年
----	-----

優秀指導者賞の部

1. 全国大会出場 上位（3位以内）のチーム又は個人を育成した監督。
2. 同じ学校及び転任しても、5年連続して四国大会へ出場させたチームの監督。